

川かわ 勝ひらた

No.128

「税を考える週間」特集号

令和5年11月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

編集兼
発行人

北九州市若松区片山1丁目6-1-102号

小野 益博

(791)7005



旧栄盛川

高塔山を源にする旧栄盛川の水は、北湊町で暗渠にくぐっている。

昭和のはじめごろに、旧制若松中学校に通った人たちは今の大井戸通りの峠を下りると、道のすぐ右側が海岸のバラ瀬で、川はここに流れ込んでいたのを知っているはずだ。

そこから先は人家もまばらで、夜にでもなれば人通りはほとんどなかった。

絵・文 片山 正信氏

(昭和49年10月1日発行)

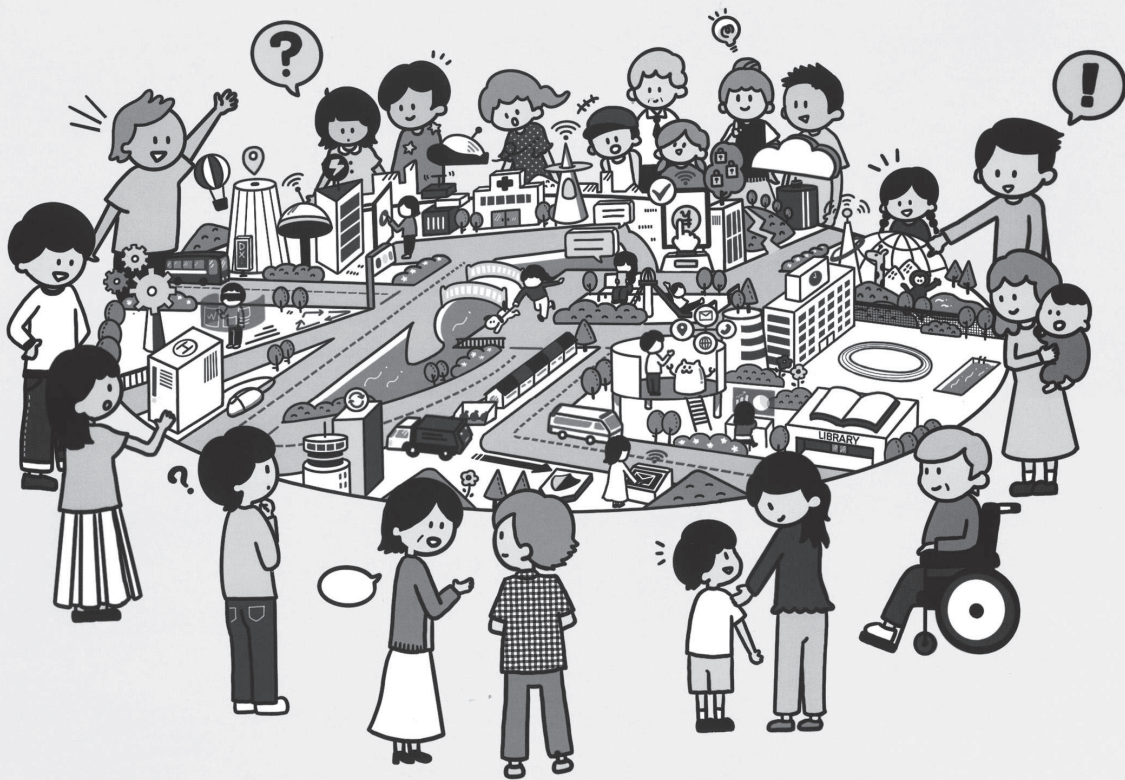
版画若松百景より)

遠岡水芦中若若若	税理士会若松支部
賀垣卷屋間松松松	(公社)若松貯法連合会
町町町町	商工相税
商商商商	会談会
工工工工	議所
会会会会	

税を考える週間

11月11日～11月17日

～これからの社会に向かって～



私の納税が、私たちの生きる未来をつくる。

税務行政DX

進めています、税のデジタル化
始まっています、インボイス制度



スマホで 確定申告	自動入力で 年末調整・確定申告	キャッシュレスで 納付
オンラインで 納税証明書	経理もデジタル化 電子帳簿保存	チャットボットで 相談

税を考える週間



国税庁

<https://www.nta.go.jp>

法人番号
7000012050002

リサイクルマーク

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

これからの社会に向かって

~~~~~ 令和5年度 「税を考える週間」 行事日程表 ~~~~~

| 月  | 日             | 曜                  | 行事名                      | 開始    | 終了                   | 主催                   | 場所                  |
|----|---------------|--------------------|--------------------------|-------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 11 | 3             | 金                  | バス研修                     | 9:00  | 18:00                | 若松法人会                | 大分県日田市              |
| 11 | 14            | 木                  | ラジオ放送「明日への扉」             | 11:00 | 12:00                | 若松法人会                | エアステーションひびき         |
| 11 | 10<br>～<br>14 | 金<br>～<br>火        | 小学生の税の書道展<br>(最終日は15時まで) | 9:30  | 20:00                | 若松税務推進協議会            | サンリブ若松1階<br>催事場     |
| 11 | 17            | 金                  | 税の無料相談会                  | 10:00 | 15:00                | 中間・遠賀郡4町<br>商工会      | ゆめタウン遠賀1階<br>フードコート |
| 11 | 26            | 日                  | バス研修                     | 9:00  | 18:00                | 間税会                  | 大分県日田市              |
| 11 | 29            | 水                  | 税務研修会(若松税務署長)            | 15:00 | 16:00                | 税理士会、法人会及び<br>間税会青年部 | 若松税務署<br>4階大会議室     |
| 11 | 中旬～<br>下旬     | 納税表彰(表敬訪問)         | —                        | —     | 若松税務署                | 各表彰場所<br>表彰校         |                     |
|    |               | 税に関する高校生の作文表彰      | —                        | —     |                      |                      |                     |
|    |               | 租税教育推進校表彰          | —                        | —     |                      |                      |                     |
| 12 | 中旬            | 中学生の税についての<br>作文表彰 | —                        | —     | 若松納税貯蓄組合連合会<br>若松税務署 | 表彰校                  |                     |

## ～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っており、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設けておりますので、是非、ご覧ください。

## 受贈者の皆様、おめでとうございます

若松税務署長 感謝状受贈者 小林 香織 (九州北部税理士会若松支部)

若松税務署長 感謝状受贈者 芦屋町役場 税務課

若松税務署長 感謝状受贈者 北九州市財政局 西部市税事務所 若松税務課

国税庁からのお知らせ

令和5年10月開始！

# インボイス制度 において特にご留意いただきたい事項

 10月1日までに登録番号が通知されない場合の売手の対応と  
買手の仕入税額控除について

がございます

## 売手の対応


 10月になっても、まだ  
登録番号の通知が  
届かないなあ…

 どうやってインボイス  
を交付しよう…？

 安心してください！  
次のような対応が可能です


1

 事前にインボイスの交付  
が遅れる旨を先方に伝え、  
通知後にインボイスを交  
付する

 まだ番号がわから  
ないので、インボイス  
は後日交付します

2

 通知を受けるまでは登  
録番号のない請求書等  
を交付し、通知後に改  
めてインボイスを交付  
し直す

 番号を入れたインボ  
イスを改めて交付します

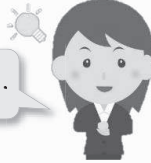
3

 通知後にすでに交付した請求書  
等との関連性を明らかにした上  
で、インボイスに不足する登録  
番号を書類やメール等でお知ら  
せする

 請求番号●●の請求  
書につき、登録番号  
は「T1234…」にな  
ります

 でも、小売店だと後で  
交付は難しいな…


そんな時は…


 事前にインボイスの交付が遅れる旨を事業者のHPや店  
頭にて相手方にお知らせする

 インボイス発行事業者の登録申請中  
です。登録は令和5年10月1日から  
受けることとなりますが、通知が届  
いていないため、インボイスの交付  
が遅れます。したがって当店では…

 事業者のHP等において登録番号を掲示し、相手方にそ  
のページとレシートを併せて保存してもらう

 登録番号は『T1234…』となります。令和5  
年10月1日から令和5年●月●日（通知を受  
けた日）までの間のレシートをお持ちの方で  
仕入税額控除を行う方におきましては、**当  
ページを印刷するなどの方法により、レシ  
ートと併せて保存してください。**

 買手側からの電話等に応じ、登録番号  
をお知らせし、相手方にその記録をレ  
シートと併せて保存してもらう


番号を教えてください

T1234…です

Write!



※ これらの取扱いは、令和5年9月末までに登録申請を行ったものの、令和5年10月1日までに登録番号の通知が届かなかった場合の経過的な取扱いです。登録番号を記載したインボイスを交付できるようになった日以降は、記載事項を満たしたインボイスを交付していただく必要がありますので、ご注意ください。



# 会員の集い 令和5年度「夏の夕べ」開催



岡部憲昭会長挨拶

令和五年八月四日（金）、社会貢献、税の研修及び参加者相互の交流を目的に「ぶどうの樹」において約二百名の参加をいただき、「夏の夕べ」を開催いたしました。

岡部会長の開催挨拶、水巻町長美浦喜明様の来賓挨拶、若松区長奥野静人様による乾杯で開始しました。

間税会による税金クイズでは若松税務署提供の問題に各テーブル単位で参加し、難問を勝ち抜いたテーブルには賞品が授与されました。

アトラクションは、シンガーソングライターの池端克章さんとパーカッションの乙藤健太さんによる演奏で大変盛り上がりしました。



美浦喜明水巻町長来賓挨拶



間税会による税金クイズ

また、恒例のチャリティー行事は本年七月豪雨に伴う被害に対する支援を目的に社会貢献委員会及び女性部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行い、二十分で完売し、久留米市に義援金として寄贈する予定です。

また、恒例のチャリティー行事は本年七月豪雨に伴う被害に対する支援を目的に社会貢献委員会及び女性部会による「チャリティー販売」で地元物産の販売を行い、二十分で完売し、久留米市に義援金として寄贈する予定です。



アトラクションで会場は盛り上がりました！



上田和明青年部会長挨拶

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

## がん保険にできることを、もっと。

幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険



◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

**Aflac アフラック**

北九州支社 〒802-0005福岡県北九州市小倉北区堺町1-2-16 十八銀行第一生命共同ビルディング8F  
 法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**  
 ※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求はお気軽にどうぞ！

アフラック 法人会

**No.1**

アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度

公認財団法人  
全国法人会総連合



税務  
相談所

税務相談所は

税のアドバイザーです!



案ずるよりはまず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知りになりたい方は、  
(下記の)各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

|         |                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------|
| 若松税務相談所 | 若松区本町三丁目11-1<br>ベイサイドプラザ若松本館4F<br>(電話) 771-3726番(代) |
| 中間税務相談所 | 中間市長津一丁目7-1<br>中間商工会議所内<br>(電話) 245-1081番           |
| 芦屋税務相談所 | 遠賀郡芦屋町中の浜9-52<br>芦屋町商工会内<br>(電話) 222-2111番          |
| 水巻税務相談所 | 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7<br>水巻町商工会内<br>(電話) 201-7551番        |
| 遠賀税務相談所 | 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18<br>遠賀町商工会内<br>(電話) 293-0165番       |
| 岡垣税務相談所 | 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36<br>岡垣町商工会内<br>(電話) 282-0294番        |

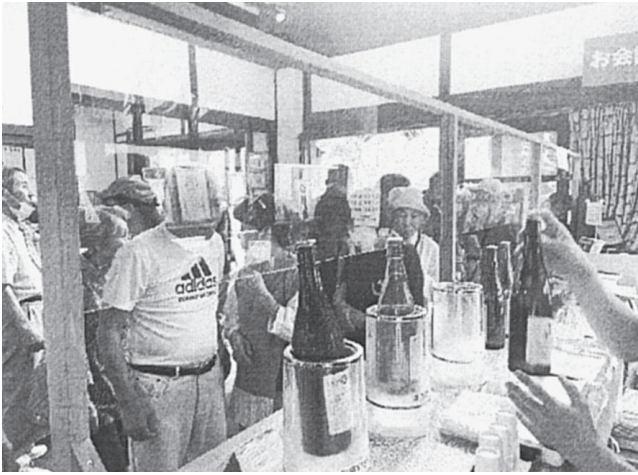


# 青色 申告会

## 四年ぶりバスハイクを開催

〜人気スポット糸島をめぐる旅〜

コロナ禍で中止していたバスハイクが九月十一日に四年ぶりに開催されました。当日はお天気にも恵まれ、参加者二十四名で糸島市の観光を楽しみました。今までは日曜日に開催していたバスハイクですが、今回は初の試みで、平日開催となりました。平日にも関わらずたくさんの観光客でにぎわっており、コロナ禍で今まで我慢していた旅行者が全国各地へ移動していることを実感した旅行でもありました。



糸島ではまず「伊都菜彩」で新鮮野菜やお土産など面白い物を楽しんだ後、次の目的地「浜池酒造」では、色々な種類のお酒の試飲を堪能することができました。

目的地へ行くまでの車中では、税金クイズを出題し、皆様に解答者として参加していただきました。特に消費税に関するクイズは、令和五年十月からインボイス制度が始まるということもあって、大変盛り上がったクイズとなりました。

昼食は、糸島市街にある「割烹丸一」にて美味しい会席料理を味わいました。この日は、平日ということもあり、お店の方が貸し切りしてくださったおかげで、他のお客様への気兼ねもなく、ゆっくり食事を楽しむことができました。

昼食後は、国指定重要文化財の櫻井神社へ参拝しました。福岡藩主二代目黒田忠之公によって創建された櫻井神社ですが、近年はアイドルグループ「嵐」のメンバーの苗字と同じということで、若い参拝客も増えたそうです。この日も若者の参拝客が数組お参りしていました。

最後の観光地「つまんでご卵・緑の農園」では少し時間が足りず、ゆっくり見て回ることができませんでしたが、事故やトラブルもなく無事に久々のバスハイクを終えることができ、楽しく一日を終えることができました。参加いただいた皆様には大変お世話になりました。





# 納貯連

中学生の「税についての作文」

全国審査対象作品(賞未定)

## 「小さな税金、大きな税金」

若松中学校 三年 都留 宝

若松の一部の地域では、民間バスとは異なる市営バスが走っている。かつて、民間バスが走っていたコースも、赤字が続いたため路線が廃止となり、市が引き継いで運行しているそう。赤字だからといって、運賃が引き上げられることもなく、従来通りに設定されている。民間レベルで考えれば、赤字で廃止となった路線を引き継ぐことは、なかなか難しい。もともと利用客の少なかった地域なのだから、経営のやり方をうまく変えたとしても、黒字化は見込めない。ましてや、運賃を据え置くとするとおさらだ。

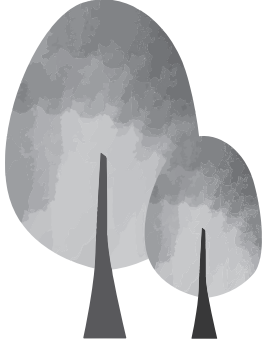
お金の損得よりも、そこで生活する人たちの利便性を考え、できる限りの手助けをする。これが、行政が行う優しいサービスであり、税金の優しい使い方のかもしれない。たとえ、「とても助かっているよ」という喜びの声が少なかつたとしても、税金にしかできない小さなサービスなのだと思う。

夏の暑い日、近くの公園を作業着で清掃している人を見かけた。太陽の日差しを浴びて、こぞとばかりに勢よく伸びきった雑草を汚さないようにしても、公園には定期的な清掃が必要だ。たとえば雑草と同じように、公園では木々の枝葉も伸びてくる。そこに鳥が止まれば、無数のフンを落とす。風の強い日には、どこからか飛んできたゴミたちが、公園の隅に重なるようにたまっていく。季節が変わると今度は枯れ葉が公園をおおい尽くす。黙っていても、公園は自然と汚れていくのだ。だけど、自分たちが散らかしたわけではないので、なかなか掃除をしようなんて思えない。それでも、誰かが掃除をしなければ、やがて公園自体が使えなくなってしまう。やっぱり、損得なんかじゃない。公園で遊び、

くつろぐ人たちの使いややすさを考え、できる限りの手助けをする。ここにも、行政の優しさ、税金の優しさが表れている。それだけじゃなく、掃除をしてくれる人たちを雇用することで経済効果も期待できる。まさに、税金にしかできない小さなサービス。

校区の丘から見える広大な埋め立て地や、芦屋基地で見た自衛隊の隊列やニュースが教えてくれる外国への援助など、税金には税金にしかできないスケールの大きなものもある。自分の体内をつらぬく大動脈のように、国の繁栄を支えてくれている。それはそれで素晴らしいことだが、一方で毛細血管のように張り巡らされた小さな税金も欠かせない。

友の手を握ると温もりを感じる。これは、手のひらに無数の血液が流れているからだ。税金もどこか血液の巡りに似ているような気がする。そして、小さな税金、身近な税金の方にこそ温かみを実感させられる。その温かみを生み出す一滴一滴は、泉のように湧き出てくるものではない。自分たちが高い使命をもって、尊く作り出していくものなのだ。



若松税務署長賞

## 「豊かさへの架け橋」

向洋中学校 三年 井上 胡弥



私は税金とは、国や人々の心を豊かにし、安心や暮らしやすさを与えてくれる素晴らしいものだと思う。そしてこれは日本に限らず、世界共通で言えることだと私は考えている。

税金の種類について考えた時、固定資産税や所得税、消費税、たばこ税など日本の税金だけが思い浮かび、外国の税金について全く知らないという事実が気付いた。そこで私は、世界の税金について調べてみることにした。調べた中で特に感銘を受けたものが二つある。

一つ目は、イギリスのロンドンで導入されている「渋滞税」だ。これは、決められた時間に決められた区域を走行する車に対して税金を課すというもので、渋滞緩和や大気汚染の解消などを目的としている。導入された翌年には渋滞が約三十パーセントも減少し、一定の効果を得る税金となっている。

二つ目は、アメリカのウエストバージニア州で導入されている。「光おもちゃ税」だ。これは、おもちゃの光線銃や花火などの光を発するおもちゃを課税の対象としたもので、銃を持つことが珍しくないアメリカで、子供の頃から銃が身近でない環境をつくることで銃犯罪や凶悪犯罪を減少させ、治安を向上させることを目的としている。導入されたことにより、現在のウエストバージニア州は全米でトップクラスの治安が良い州になっている。私達の住む日本はどうだろうか。私が税金と聞いてまず思い浮かぶのは「消費税」だ。消費税は、特定の世代に負担が偏らない財源であり、税収が景気の変化に左右されにくいため、社会保障の安定財源として適している。

中村 誠 税理士事務所

税理士 中村 誠

北九州市若松区東二島五丁目9番22-207号  
TEL 791-6877  
FAX 791-6877

また、消費税率が十パーセントに引き上げられた背景にあるのは少子高齢化だ。人々が受益する社会保障は、あらゆる世代で負担を分かち合いながら今の世代で賄う必要がある。そのため、少子高齢化政策として、従来、対象者が高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、子育て世代などのために使えるよう「全世代型」への転換を図っている。そして消費税率が引き上げられたことにより、待機児童の解消や保育・幼児教育・高等教育の無償化、介護職員の処遇改善などが実現するとされている。

このように、世界各国ではその国や地域の特徴に合った対策や政策を税金を通じて行われている。そしてそれは、私達の生活をより豊かにし、生きていく上で欠かせない大切なものになっている。

世界や日本の税金について調べたことを通して私は、国民一人ひとりが税金の用途や必要性を理解し、負担したり納めたりすることが大切だと感じた。様々な特性に適した活躍の場を提供し、社会の変化に伴いながら税金の用途も変化していくことでさらなる発展へ繋がるのではないだろうか。そして税金で豊かな国を創っていくと私は信じている。



## インボイス制度開始後の登録手続き

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日の属する課税期間において令和5年10月2日以後にインボイス発行事業者となる場合には登録申請書に登録希望日（提出日から15日以降）を記載する必要があり、当該登録希望日に登録されたものとみなされます。詳しくは税理士にご相談ください。



(五十音順)

## 税理士会若松支部

| 氏名     | 事務所所在地                              | 電話               | 氏名    | 事務所所在地                                        | 電話               |
|--------|-------------------------------------|------------------|-------|-----------------------------------------------|------------------|
| 穴井 秀幸  | 遠賀郡岡垣町中央1丁目11番9号                    | 283-2445         | 田口 和博 | 北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号                          | 741-5775         |
| 井浦 幹夫  | 中間市東中間1丁目7番3号                       | 243-1188         | 田口 真崇 | 小敷ひびきの3丁目5番1号<br>田口和博税理士事務所                   | 741-5775         |
| 石田 光明  | 遠賀郡岡垣町戸切1387                        | 281-5005         | 竹内 清二 | 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                       | 761-4125         |
| 石田 義英  | 中間市中央2丁目5番23号                       | 245-6748         | 藤堂 信司 | 中間市小田ヶ浦1丁目1番17号                               | 090<br>8625-7000 |
| 伊藤 道夫  | 〃 弥生1丁目14番43号                       | 245-4372         | 時永 昌和 | 北九州市若松区白山1丁目18番6号<br>アイビル2F                   | 751-0030         |
| 猪原 清典  | 北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号                 | 742-2910         | 中尾 寿子 | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号                         | 282-2825         |
| 宇野 耕一  | 遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号                    | 201-1671         | 中村 悦郎 | 北九州市若松区白山1丁目7番3号                              | 771-4355         |
| 植園 大佳詞 | 遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号                     | 282-7913         | 中村 誠  | 〃 東二島5丁目9番22-207号                             | 791-6877         |
| 大津 康裕  | 北九州市若松区東二島5丁目14番69号                 | 980-4425         | 中村 淑恵 | 〃 白山1丁目9番4号<br>税理士法人 竹内会計                     | 761-4125         |
| 大塚 克己  | 中間市中間1丁目8番1号-202号                   | 050<br>5211-7461 | 西澤 勉  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号                            | 282-5792         |
| 岡部 勝成  | 〃 大字大鳥居425                          | 741-4403         | 西田 均  | 〃 水巻町宮尾台5番12号                                 | 980-2190         |
| 小野 益博  | 〃 片山1丁目6-1-102号                     | 791-7005         | 西原 正司 | 中間市鍋山町5番20号                                   | 244-1020         |
| 片山 和博  | 遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号<br>K&Kビル2F        | 203-3001         | 仁部 義宏 | 〃 岩瀬1丁目8番1号<br>東海倶楽部1-203号                    | 246-1703         |
| 加藤 博道  | 〃 遠賀町大字別府3178番地3                    | 701-4180         | 能美 雅昭 | 北九州市若松区中川町3番25号                               | 751-0705         |
| 木村 博俊  | 〃 岡垣町旭台3丁目11番4号                     | 283-0380         | 野上 浄治 | 遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号                               | 553-0290         |
| 工藤 泰則  | 中間市中間3丁目18番5号                       | 246-1685         | 野末 昌資 | 〃 旭南17番6号                                     | 283-4027         |
| 久保田浩一  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所 | 282-2825         | 濱崎 恭  | 北九州市若松区本町3丁目11番1号<br>ペイサイドプラザ若松本館4F坂根洋輪税理士事務所 | 761-6993         |
| 倉地 和敏  | 〃 南高陽6番12号                          | 282-2496         | 原 和枝  | 遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号                             | 201-6461         |
| 古後 和弘  | 北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号                  | 791-5881         | 樋口 之春 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                            | 741-5556         |
| 小竹エリナ  | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人          | 616-8218         | 久野 靖典 | 中間市桜台2丁目14番5号                                 | 244-5608         |
| 小林 香織  | 遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号<br>中尾寿子税理士事務所 | 282-2825         | 平島 靖元 | 北九州市若松区本町3丁目2番23号                             | 751-3021         |
| 近藤 邦雄  | 〃 水巻町頃末南3丁目19番25号                   | 201-5591         | 深田 満子 | 遠賀郡岡垣町大字高倉575番地                               | 283-2345         |
| 坂口 充笑  | 中間市大字下大隈1703番地                      | 244-4451         | 藤本 泰秀 | 北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号                           | 741-4894         |
| 坂口 誠一  | 北九州市若松区用勺町30番6号                     | 701-3078         | 古津 剛  | 遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号                            | 293-3945         |
| 坂根 洋輔  | 〃 本町3丁目11番1号<br>ペイサイドプラザ若松本館4F      | 761-6993         | 堀江 祐治 | 北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号                            | 741-2765         |
| 澤田 一弘  | 〃 青葉台西5丁目17番2号                      | 555-1894         | 松木摩耶子 | 〃 ひびきの1番8号-3階<br>アネーラ税理士法人                    | 616-8218         |
| 塩野谷直紀  | 遠賀郡岡垣町大字内浦150番地1                    | 482-8277         | 松田 剛和 | 遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号                               | 291-5601         |
| 柴田 拓保  | 北九州市若松区本町1丁目9番8号<br>プレステージ本町301号    | 090<br>2732-6266 | 松原 友慈 | 〃 芦屋町高浜町18番40号                                | 090<br>8268-9579 |
| 城野 博美  | 遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号                    | 293-7137         | 武藤 淳  | 中間市東中間2丁目19番28号<br>アネーラ税理士法人 中間事務所            | 245-1600         |
| 白石 哲則  | 〃 大字上別府594番地                        | 293-9278         | 森岡 政志 | 遠賀郡岡垣町旭南16番13号                                | 090<br>9656-0750 |
| 鈴木 良樹  | 中間市土手ノ内3丁目35-27                     | 980-1135         | 山形 大輔 | 北九州市若松区高須東4丁目6番22号                            | 701-6780         |
| 副田 義男  | 北九州市若松区二島6丁目4番55号<br>第5竹ビル3階        | 701-3567         | 山根 慎一 | 遠賀郡水巻町中央9-26-2F                               | 863-0175         |
| 高司 靖   | 中間市岩瀬西町4番39号                        | 245-5491         | 吉田 秀樹 | 中間市鍋山町16番1号                                   | 245-5857         |
| 高瀬 浩司  | 遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号                 | 282-1675         |       |                                               |                  |

## 税理士法人

| 名称              | 事務所所在地                               | 電話       |
|-----------------|--------------------------------------|----------|
| アネーラ税理士法人       | 北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階 | 616-8218 |
| アネーラ税理士法人 中間事務所 | 中間市東中間2丁目19番28号                      | 245-1600 |
| 九思税理士法人 福岡事務所   | 遠賀郡岡垣町旭台3丁目2番4号                      | 282-7913 |
| 税理士法人 竹内会計      | 北九州市若松区白山1丁目9番4号                     | 761-4125 |

## 県税だより

《福岡県と県内全市町村からのお知らせ》

### 事業者の皆さまへ

◆福岡県内全市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者である事業主の方が、従業員の方に毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、納税義務者である従業員の方に代わって市町村に納入していただく制度です。

特別徴収は、従業員の方が自分で金融機関等に納税に行く手間が省けますし、納税を忘れて滞納となったり、延滞金がかかる心配もありません。また、税額計算は市町村で行いますので、所得税のように事業主の方が毎月計算する手間はありません。

原則として全ての従業員の方が対象となりますが、県内市町村統一で設定した基準に該当し、かつ、特別徴収が困難な従業員の方がいる場合は、給与支払報告書を提出する際に「普通徴収申請書」による手続きを行うことで特別徴収を行わないことができます。

この手続きがない場合は特別徴収となります。該当する場合はお手続きをお忘れなく！

詳しくは福岡県ホームページをご覧ください。

「個人住民税 特別徴収推進のひろば」

福岡県 特別徴収推進

検索

お問い合わせ先

【制度に関すること】

福岡県税務課指導係

☎ 092・643・3066

【手続きに関すること】

各市町村個人住民税担当課

### 《年途中で土地の売買をした場合》

Q 私は令和4年12月22日に、自己所有地の売買契約を締結し、翌年の令和5年1月10日に買主への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税は、誰に課税されるのでしょうか？

A 令和5年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、土地・家屋はその年の1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して、当該年度の固定資産税を課税することになっています。

### 《住宅を新築した場合》

Q 私は令和元年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度分から固定資産税が急に高くなりました。なぜでしょうか？

A 新築の住宅が一定の条件に当てはまる場合、新たに固定資産税が課税される年度から3年度分(地上3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分。ただし、長期優良住宅に該当する場合は、各2年度分延長されます。)は、一戸当たり120㎡までの固定資産税(家屋分)が2分の1に減額されます。

あなたの場合は、令和2・3・4年度の相当部分の税額が2分の1に減額されていましたが、令和5年度は減額適用期間が終了したことにより、本来の税額に戻ったためです。

※固定資産税の制度について詳しいご説明が必要な場合は、お住まいの市町村の固定資産税窓口にお尋ねください。



## 雑談室

### 芸術の秋にあやかっ

秋の深まりにつれて、ちよつと感傷的になったり知識欲が頭をもたげてきたりしがちです。「いや、私は何といつても食欲！」という方も？今年の秋はクラシック音楽などいかがでしょうか。

「クラシックは敷居が高く」とおっしゃる方、そんな事はありません。特に後期ロマン派と呼ばれる十九世紀後半までは口ずさめる様な親しみやすいメロディで構成されています。それでは早速時代に沿ってバロック音楽から、十七世紀初頭、宗教改革によって教会はその威厳を保つために増々華美になり、そこで演奏される教会音楽も華麗な曲が増えました。またこの時代にヴァイオリン等の弦楽器の製造技術も大きく進歩し作曲家の技量に比べられるようになりました。イタリアで赤毛の司祭と呼ばれていたヴィヴァルディは生涯で六百曲以上の楽曲を書きましたが、最も有名なのはヴァイオリン協奏曲「四季」でしょう。春から冬の四曲をそれぞれ急緩急の三楽章に分け季節の移り変わりとそこで暮らす庶民の生活を見事に表現しています。日本では特にイムジチ合奏団による演奏が好まれています。イムジチはこれまで四季だけで九回も録音していますが、特に三回目のレコードはクラシック初のミリオンセラーを記録し、この記録は未だ破られていません。因みに私是一九五九年に録音されたヴァイオリニストがフェリックス・アーヨの版が一番好きです。さてこのころドイツではその功績の多さから大バッハと呼ばれるヨハン・セバステイアン・バッハが活躍し

ていました。有名な曲は数あれど、管弦楽組曲第三番の中での一曲がG線上のアリアとして親しまれています。因みにヴァイオリンのG線のみで演奏するために作られたというのは誤った情報で、移調したらG線だけで演奏できたという結果論で後年付けられたものです。

そろそろなじみ深い古典派に行きましょう。十九世紀初頭、オーストリアはオスマン帝国を破り



ハンガリーを手中にし、その都ウィーンは栄光に包まれた音楽の都となりました。この頃は世界中での音楽の中心はイタリアからドイツに移り、オペラが重用された時代からオーケストラを駆使した器楽曲に流行が移っていました。交響曲の父と呼ばれたハイドン、神童と知られたモーツァルト、そして芸術家と言わしめたベートーヴェン。知らない者はいないとも言える大作曲家の時代で

す。しかし百曲以上の交響曲を書いたハイドンの中で有名な曲は？と言ってもピンと来ない方が多いのではないのでしょうか。というのも無理はない話で、少し意表を突いた曲が多く、「告別」という曲は何度も演奏をリクエストされなかなか帰れない楽団の為に演奏者が一人ずつ席を立っていない演出を取り入れたり、「驚愕」という曲では演奏中に居眠りする貴族を起こすため突然大音量で大太鼓を打ち鳴らすなど、ひねくれた？曲の方が有名です。「英雄」のタイトルで有名なベートーヴェンの交響曲第三番はもともとフランス革命でのナポレオンを讃えるために作られ「ボナパルト」と名付けられましたが、後に皇帝となり独裁者となった事を嫌い「ある英雄のために」と改変されました。因みにロシアのチャイコフスキーはナポレオンがロシアに攻め込むもののロシア軍の戦術にはまり惨敗したことを祝い「1812」年序曲を作曲しました。どうもナポレオンは作曲家からは嫌われていたようです。

さて大急ぎでロマン派。十九世紀後半にかけてのこの時代、シューベルト、チャイコフスキー、ワグナー等とても多くの作曲家が活躍しますが、祖国をポーランドとするピアノの詩人と呼ばれたショパンは皆さんの知るところでしょう。特にロシアの圧政が続くポーランドで市民が立ち上がった十一月蜂起に共感して作られた革命のエチュードは彼の祖国への熱い思いが垣間見れます。そして現在、地球上の全ての人々が安心して生活できる時代になることを願って止みません。

(猫介)

# 中尾寿子 税理士事務所

税理士 中尾 寿子  
遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号  
TEL 282-2825  
FAX 283-1817

# 中村悦郎 税理士事務所

税理士 中村 悦郎  
北九州市若松区白山1丁目7番3号  
TEL 771-4355  
FAX 761-6603

# 仁部義宏 税理士事務所

税理士 仁部 義宏  
中間市岩瀬1丁目8番1号  
TEL 246-1703  
FAX 246-1704

# 高司 靖 税理士事務所

税理士 高司 靖  
中間市岩瀬西町4番39号  
TEL 245-5491  
FAX 245-5492

# 松田剛和 税理士事務所

税理士 松田 剛和  
遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号  
TEL 291-5601  
FAX 291-5602

# 平島靖元 税理士事務所

税理士 平島 靖元  
北九州市若松区本町3丁目2番23号  
TEL 751-3021  
FAX 751-5279